防府市地域包括支援センター運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和８年９月

防府市福祉部高齢福祉課

Ⅰ　業務の目的

1　募集の目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるように、高齢者の状態に応じた介護予防や様々なサービスの提供を図るため、包括的・継続的に保健・医療・福祉が一体となった支援を行う地域包括ケアシステムの中核を担う機関である。

本市では、高齢者の身近な相談窓口として、きめ細かな支援を行うため、日常生活圏域ごとに４箇所の委託型センターを設置し、運営している（現行契約は令和９年３月末満了）。

今後も、高齢者を取り巻く状況や相談ニーズの変化に的確に対応し、地域との連携を深めながら、安定的かつ質の高い支援を継続していくため、センターの運営を担う法人を募集する。

2　募集圏域

圏域	センター名称	設置数	地区名	高齢者人口
東	防府東 地域包括支援センター	1	牟礼、松崎、富海	９，３７１人
西	防府西 地域包括支援センター	1	中関、華城、西浦、大道	１０，０３７人
南	防府南 地域包括支援センター	1	勝間、華浦、新田、向島、野島	７，１７８人
北	防府北 地域包括支援センター	1	佐波、右田、玉祖、小野	８，３４６人

※高齢者人口は、令和９年から令和１１年の推計値

3　委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

Ⅱ　業務の概要

1　業務内容

次の事業に加え、各事業に係る法の条文に付帯して発布される政省令等により追加される業務を含む。

（1）包括的支援事業

①地域包括支援センターの運営

ア　総合相談支援業務（法第１１５条の４５第２項第１号）

・高齢者やその家族に対する、介護保険サービス以外の支援も含む総合的な相談・支援業務

・地域包括支援ネットワーク構築

地域包括ケアの推進に向けて、連携が必要な関係者や関係機関とのネットワークの構築

・実態把握

担当圏域の高齢者及び地域の状況を把握し、得られた情報を業務に活用する

イ　権利擁護業務（法第１１５条の４５第２項第２号）

・高齢者虐待の早期発見・早期対応のための普及啓発の実施

・市と連携し、高齢者虐待への適切かつ迅速な対応

・成年後見制度の利用促進

・消費者被害の防止及び対応　等

ウ　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第１１５条の４５第２項第３号）

・支援困難ケースの対応など介護支援専門員への支援

・地域における関係機関と介護支援専門員との連携体制の構築支援

エ　介護予防ケアマネジメント業務【第１号介護予防支援事業】

（法第１１５条の４５第１項第１号二）

・事業対象者に対するケアマネジメント

②社会保障充実分

ア　在宅医療・介護連携推進事業（法第１１５条の４５第２項第４号）

地域の医療・介護関係者による会議、研修等を行い在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を市と協働で推進。

イ　生活支援体制整備事業　（法第１１５条の４５第２項第５号）

日頃の総合相談支援業務や協議体、地域ケア会議で明らかになった地域課題や地域資源の状況を共有し、地域の特性に応じた生活支援・介護予防サービスの体制整備を生活支援コーディネーターと連携し、推進する。

ウ　認知症施策の推進（法第１１５条の４５第２項第６号）

認知症とともに生きる地域共生社会の実現を目指すため、地域の関係機関や認知症地域支援推進員と連携・調整支援を図りながら、次に掲げる業務を行うものとする。

・認知症の人が自らの希望や経験、意見を発信し、その声が施策や地域づくりに反映されるよう、本人が参画しやすい機会や場づくりを進める。

・認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を温かく見守り、支える、認知症サポーター養成講座等を開催する。

・認知症の人やその家族等からの相談に対し、適切な助言を行う等、必要な支援を行う。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームと連携し、必要な支援を行う。

・認知症になっても希望を持って暮らすことができるよう、すべての市民が「認知症は自分にも関係がある『自分ごと』」として捉える地域づくりに取り組むこと。

エ　地域ケア会議の推進（法第１１５条の４８の規定に基づき実施する会議のうち、担当圏域内で実施する会議）

・個別地域ケア会議（困難事例を除く）を年１回以上開催する。

・個別地域ケア会議で把握した個別課題から発展した地域課題についての解決に向けた検討及び支援体制の構築を図る。

・自立支援型地域ケア会議（幸せます会議）を推進する。

（２）指定介護予防支援（法第１１５条２２第１項の規定に基づき指定介護予防支援事業所の指定を受けて実施するもの）

・指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、正当な理由なしに、特定の事業所に偏らないようにすること。

・要介護者に対して指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに、特定の事業所に偏らないように公正性・中立性の確保に努めること。

（３）その他市が地域包括ケアシステムの構築に必要と認める事業

２　人員配置

包括的支援事業については、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（３職種）を、地域包括支援センター設置運営要領に基づき、第１号被保険者数概ね３，０００人から６，０００人につき各１人を常勤専従で配置すること。なお、第１号被保険者が６，０００人を超える場合は、同要領に従い、必要な人員を配置すること。

また、第１号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業（以下「介護予防支援事業等」という）については、介護予防支援事業等の対象者数に応じて、必要な介護支援専門員等を確保すること。ただし、包括的支援事業に支障のない範囲で３職種の兼務を可能とする（３職種が介護予防支援事業等を兼務する場合の担当件数は、職員１人当たり月平均１５件以内とする）。

具体的には、以下のとおり。

東地区は、３職種各１人と３職種のいずれか３人の計６人及び介護支援専門員等必要数、
西地区は、３職種各１人と３職種のいずれか３人の計６人及び介護支援専門員等必要数、
南地区は、３職種各１人と３職種のいずれか２人の計５人及び介護支援専門員等必要数、
北地区は、３職種各１人と３職種のいずれか３人の計６人及び介護支援専門員等必要数

３職種の配置が困難な場合に限り、これらに準ずる者として、次に掲げる者を配置に代えることができる。

（１）「保健師」に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まない）かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する者。

（２）「社会福祉士」に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者。

（３）「主任介護支援専門員」に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成１４年４月２４日付け老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

※介護支援専門員等については、非常勤職員等による対応も可能とする。ただし、利用者の

支援に支障が生じることがないよう体制を整えるとともに、職員の中途退職等により欠員が生じた場合は、利用者への支援を最優先し、速やかに職員を補充すること。

３　設置場所及び設備

（１）担当する圏域内に地域住民が利用しやすく、わかりやすい場所に事務所を設置すること。（設置に要する経費は、受託法人の負担とする。）

（２）事務所を設置する建物及び土地については、建築基準法等を遵守していること。

（３）事務所には、事務室、相談室を設け、高齢者に配慮した設備であり、プライバシーが確保される構造とすること。

（４）個人情報は、適正に管理すること（紙書類については、施錠できる保管庫を設置する等）。

（５）業務に必要なパソコン、プリンタ、電話、ＦＡＸ、車両等は、受託法人で用意し、センターの事業で利用するシステムについては、業務の円滑な遂行に支障がない性能・機能を備えたものとし、市が将来的に示す運用要件や仕様の変更が必要となる場合には、受託法人と市が協議のうえ、適切に対応すること。

（６）インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、センターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。

（７）センターには、看板を１つ以上配置し、地域住民へ周知すること。

（８）原則、敷地内又は近隣に来客者専用駐車場を確保すること。

４　業務対応時間等

（１）開設日　　月曜日から金曜日（祝日、１２月２９日～１月３日を除く。）

（２）開設時間　　午前８時３０分から午後５時１５分まで

（３）相談等の受付時間　２４時間連絡可能な体制を整えること。

Ⅲ　参加資格要件

本公告日から当該契約が締結されるまでの間、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）介護保険法施行規則第１４０条の６７の規定により、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（３）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生の手続きの申立てがなされていないこと。

（５）国税及び地方税の滞納がないこと。

（６）介護保険法（以下「法」という。）第１１５条の２２第２項に規定する指定介護予防支援事業者の欠格事由に該当していないこと。

（７）過去５年以内に介護保険給付等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。

（８）防府市暴力団排除条例（平成２３年防府市条例第２１号）第２条第１号に規定する暴力

団（以下「暴力団」という。）でないこと。

（9）防府市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させていないこと。

Ⅳ　委託料、契約等

１　委託料等

（1）包括的支援事業（委託料上限額）

委託料の上限額には、３職種の人件費、事務費、光熱水費等、運営に要する経費一式を含むものとする。なお、事務所を賃借する場合は、委託料上限額に対して、賃借に係る費用を年間２，０００，０００円を上限に加算する。

センター名	委託料上限額 （令和９年度から１１年度の３年分）
防府東 地域包括支援センター	１０８，５２１，０００円
防府西 地域包括支援センター	１１１，０９８，０００円
防府南 地域包括支援センター	９６，７１３，０００円
防府北 地域包括支援センター	１０３，０２６，０００円

※消費税及び地方消費税を含む

（2）第１号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業

介護予防支援事業等に係る介護予防サービス計画数（参考：令和７年度分）　　（件）

圏域	東	西	南	北
介護予防支援（介護報酬）	２，０９１	２，２４６	２，３４２	２，３６１
介護予防ケアマネジメント（第１号事業支給費）	１，５２３	１，１３０	１，１００	１，１２１

【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画費】

【基本単位】　４，４２０円／件

【初回加算・委託連携加算】　３，０００円／件（初回加算、委託連携加算）

【介護職員等処遇改善加算】　算定単位に２．１％を乗じた金額

※介護報酬の改定に伴い、基本単位および加算の内容・単価等が変更される場合は、当該改定に準じて本契約に適用する。

※介護予防ケアマネジメントについては、上記に加え、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める加算等も含める。

※運営財源は、委託料、介護報酬及び第１号事業支給費を合わせた額となる。なお、包括的

支援事業を担当する職員が実施した指定介護予防支援業務に係る介護報酬及び第１号事業支給費については、年度末での精算とする。

２ 契約手続

（１）選定した受託候補者と契約交渉を行い、交渉が成立した場合、契約を締結する。

（２）契約金額については、受託候補者と委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成したうえで徴する見積書の金額を勘案し、事業者との調整により決定する。

（３）受託候補者が応募資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と契約交渉を行う。

Ⅴ　応募に係る手続等

１　スケジュール

内容	期日
公告	令和８年１１月　２日（月）
募集説明会	令和８年１１月１０日（火）
質問受付期限	令和８年１１月１９日（木）
応募申請書等提出期限	令和８年１２月　２日（水）
審査委員会（プレゼンテーション等）	令和８年１２月１８日（金）
決定通知	令和９年　１月下旬（予定）
契約締結	令和９年　３月中旬（予定）

２　説明会

応募予定の法人は必ず説明会に出席すること。

（１）日時　　令和８年１１月１０日（火）　午後１時３０分から

（２）場所　　防府市役所本館２階共用会議室

（３）内容　　実施要領、運営費に関する考え方の確認等

３　応募申請受付

（１）提出書類

①防府市地域包括支援センター運営業務に係る応募申請書【様式１】

②防府市地域包括支援センター運営方針、事業計画【様式２】

③防府市地域包括支援センター設置概況【様式３】

④高齢者への保健福祉業務の実績【様式４】

⑤法人の登記事項証明書（発行後３か月以内のもの）

⑥納税義務のある法人については、滞納がないことの証明書（最新年度のもの）

⑦応募圏域の地域包括支援センターの収支計画書（令和９年度～令和１１年度分を年度

毎に作成）【任意様式】

※複数圏域の応募も可能とするが、その場合、圏域ごとに応募申請書等を提出することとし、応募申請書右上に希望順位を明記すること。

（２）提出部数　　①から⑦の順に綴り、正本１部・副本７部（副本については、写しで可）

（３）提出期限　　令和８年１２月２日（水）　午後５時１５分まで

（４）提出方法　　持参に限る

※土、日曜、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までに提出すること。

（５）提出先　　防府市高齢福祉課　（市役所本館２階）

４　質問及び回答

（１）質問提出期限　令和８年１１月１９日（木）　午後５時１５分 まで（必着）

（２）提出書類　　質問票　※市ホームページからダウンロード

URL：https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/60/houkatsuitaku2026.html

（３）提出方法　　ＦＡＸ又は電子メール（送信後は確認のために必ず電話連絡を行うこと。）

※電話及び口頭による質問には回答しない。

（４）提出先　　防府市高齢福祉課

ＦＡＸ：０８３５－２３－２９７６

メールアドレス：kfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

（５）回答方法　　原則３日以内（土日除く）に市ホームページにて公表。

５　応募の辞退

応募申請書提出後、都合により応募を辞退する場合は、速やかに「問合せ先」まで連絡のうえ、署名および押印された辞退届（任意様式）を郵送又は電子メールで提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはしない。

Ⅵ　選定方法等

１　選定方法

防府市地域包括支援センター設置者選定委員会において、「防府市地域包括支援センター運営業務受託者選定評価基準」に基づき、選定委員が提出書類及びプレゼンテーションにより評価し、評価点数の合計が最も高い応募者を受託候補者として選定する。

ただし、審査委員全員の配点の合計点が総合計点数の６割未満のものは失格とする。

なお、応募者が１者のみの場合でも審査を実施し、配点合計が総合計点数の６割以上であれば、受託候補者として選定する。

最も高い点数の提案者が複数の場合は、以下の順で比較し、受託候補者を選定する。

（１）「防府市地域包括支援センター運営業務受託者選定評価基準」の項目２「地域包括支援センター業務への取組」の合計点が高い応募者

（２）前号が同点の場合は、同項目内の「地域包括支援センターの運営」の合計点が高い応募者

（３） 前号が同点の場合は、同項目内の「社会保障充実分」の合計点が高い応募者

（４） 前各号によっても受託候補者を選定できない場合は、選定委員会で協議の上、決定する。

２　プレゼンテーション

（１）実施日時・場所　令和８年１２月１８日（金）午後
防府市役所本館２階共用会議室

（２）実施時間　２５分 以内（提案説明１５分以内、質疑応答１０分以内）とする。

（３）出席者　３名以内

（４）その他

①プレゼンテーションの順番は、応募申請書等の受付順とする。

②提出書類に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

３　選定結果の通知、公表

選定結果は、プレゼンテーションを行った応募者へ１月下旬（予定）に書面にて通知するとともに、ホームページでも公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には応じないものとする。

４　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

（１）提出書類に虚偽の記載があった場合

（２）本実施要領に示した提出に関する条件に適合しない場合

（３）提出書類が本実施要領に示された条件に適合しない場合

Ⅶ　その他

１　業務の引継ぎ

新たな受託法人が選定された場合は、選定結果の通知後、受託法人と業務開始に向けて細目について協議を行う。また、受託法人においては、円滑に業務が開始できるよう、業務の引継ぎや準備、事業計画の作成、研修への参加などに取り組むものとする。なお、これらに要する費用は受託法人が負担するものとする。

２　留意事項

（１）提出期限以後の書類の提出、差替え、記載内容の修正、変更及び追加は認めない。また、提出書類は返却しない。

（２）提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本募集を中止した場合、本募集に要した経費を本市に請求することはできない。

（３）本募集に係る情報公開請求があった場合、防府市情報公開条例に基づき、提出書類

を公開する場合がある。

（４）本実施要領に定めのない事項については、協議の上、決定する。

問合せ先　　防府市高齢福祉課　　℡０８３５－２５－２９６４（担当：野村・西山）